

議事要旨(2)四半期会計基準専門委員会の検討状況について

新井専門委員より、まず、7月7日の企業会計審議会に、石井専門委員長とともに参考人として出席し、四半期会計基準の検討状況の説明をした旨の報告があった。あわせて、企業会計審議会でのレビュー手続きの検討がある程度進んだ段階で、審議会のメンバーに当委員会でのレビュー手続きの検討状況の説明をお願いしている旨の報告があった。

続いて、審議事項(2) - 1 及び審議事項(2) - 2 により、持分プーリング法を適用した場合の影響額の開示についての<事務局案>について説明があった。

また、審議事項(2) - 1 及び審議事項(2) - 3 により、四半期別要約財務情報について、米国における年度財務諸表における非監査扱いでの開示を参考にして、年度財務諸表で開示を求める方向でよいかという点について説明があった。

次に、出田専門研究員より、適用指針案について、前回の委員会からの変更点、結論の背景の概要について説明があった。

その後、委員及びアドバイザーより意見が述べられた。主な意見は以下のとおりである。

- ・ 四半期財務諸表についての基本的な発想として、年度と同じ精緻なものは無理であり、簡素で要約したものであるという前提を記載すべきである。
- ・ アメリカでは翌年度の四半期ではレビューを受けていると思うが、年度の要約四半期別財務情報においてもレビューを受けているのか、確認してもらいたい。
- ・ 四半期会計基準が臨時決算に適用できるかどうかの記述を行うべきである。
- ・ 四半期会計基準は、臨時決算に使えないという前提で議論したほうがよい。臨時決算で分配するようなところは、臨時決算で分配可能額が増加した分を配当するタイプが多いので、算定をラフなものにすべきではない。四半期財務諸表は投資判断のための情報であり、一方、臨時決算は分配可能額を決めるための情報であり、両者では性格が違う。
- ・ 簡便法の採用について、基準 10 項には、財務諸表利用者の判断を誤らせないものを選択しなければならないとあるが、その判定は難しい。適用指針で示されている簡便法は、そのまま認めてもらいたい。また、科目の集約記載について財務諸表利用者の判断を誤らせない限りという点も、作成者にとって判断が難しい。
- ・ 簡便法は幅広く認められ、適用指針案で書かれている簡便法は例示という形で整理することが考えられる。
- ・ 注記については、年度財務諸表や中間財務諸表で求めている注記を上回るものは見直すべきである。
- ・ 注記事項については、45 日以内の制度開示ということから、必要最低限の開示に絞るという観点から検討すべきである。また、表示科目についても集約できることを明確にしてもらいたい。
- ・ 四半期財務諸表の構成で、第 2 四半期、第 3 四半期では、P/L を 4 つ並べると、注記

が膨大な量になるのではないか。

- ・ わが国の場合、第3四半期の開示は正月をはさむので日程が厳しいことを考慮してもらいたい。
- ・ 実績主義に近いカナダの基準をベースに基準案を作ったと聞いているので、注記事項について、米国のレギュレーション SX との比較だけでなく、カナダ基準との比較資料も作成してもらいたい。
- ・ 企業再編関係の注記について、持分プーリング法を適用した場合にすでに終了した四半期を遡って精算表を作成するのは困難である。企業結合した四半期においては当該四半期のみ開示して、年度で期首から企業結合していたとする情報を開示する形にすべきである。影響額についても、税引前純利益の概算値を開示する形にしてもらいたい。
- ・ 審議事項(2) 2にあるように四半期会計期間ごとに影響額を記載するのは実務的に困難であり、かつ、国際的にも例がないので、やめるべきである。
- ・ 企業再編に関する事項については、報告企業本体の企業結合も子会社の企業結合も含むと思われるので、その点が明らかな形で記載してもらいたい。
- ・ 企業結合等の部分について、企業結合会計基準を準用する形ではなく、すべて具体的に記載してもらいたい。
- ・ 修正後発事象の取扱いについて、会計処理できない場合にはその旨及びその理由を記載するとあるが、修正後発事象ということは、原因があり金額が確定するので会計処理できない場合はない。しかし、どこかの時点でカットオフしないと難しいと思う。
- ・ 四半期連結財務諸表を作成するまでに発生した重要な後発事象について、レビュー報告書の作成日も含め、打切り日を検討すべきである。
- ・ スtock・オプションの注記について、希薄化効果の大きなものに限るべきである。
- ・ 新株予約権の注記ということになると、ポイズン・ピルや MSCB は開示されないことになるが、特に事前警告型のポイズン・ピルや MSCB が財務諸表の注記として開示されないのであれば、非財務情報としての開示を強く望む。
- ・ 適用指針案の税効果の部分の記述が細かすぎる。また、繰延税金資産の回収可能性の判断について、一部の例示区分では年度と同様の方法を実施することを求めているが、実務上難しい。
- ・ 繰延税金資産の回収可能性の判断については、中間や年度と同様にするのは厳しいので、評価性引当額の計上については留意する程度でよい。
- ・ 連結納税を採用している場合の対応も再検討してもらいたい。

以上